



しもつま農業委員会だより

第32号

令和4年9月10日発行

発 行：下妻市農業委員会
発行責任者：会長 中山 基
編 集：農業委員会だより編集委員会
〒304-8555 下妻市鬼怒230
☎ 0296-45-8991（直通）



主な内容

- 会長あいさつ、農地利用状況調査の実施……………2
- 農地利用の最適化活動報告、行政視察来訪……………3
- 新規就農のみなさんをご紹介……………4・5
- 就農に関する資金支援制度について……………5
- 農地の違反転用について、農業委員・農地利用最適化推進委員一覧…6



会長 基 中山

朝夕の風に涼しさを感じられるこの頃、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

私どもは平成二十九年七月に会長に就任して以来二期目で、現在の委員の任期は残り十か月となりました。これまでの五年間を振り返ると、持続可能な農業に向けて優良農地の確保と有効利用のため、農地の利用調整を図りながら、遊休農地の解消や農地の集積・集約などに努めてまいりました。また、農地パトロールでは、タブレット・ＩＣＴ技術の活用によって業務の効率化を図り、人・農地プランでは、集落座談会において、地域の課題や方針を話し合い、プランの実行に取り組んでいるところです。

現在は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況に加え、世界中がエネルギー・食糧問題に巻き込まれており、国家規模で食料安全保障の確保が叫ばれております。そのような中、本年五月には、担い手の育成・確保と生産基盤の強化を目的に、農地関連法が成立し、地域農業の将来の在り方について目標地図を含めた地域計画を策定することになりました。農業委員会では、関係機関と協力し、地域での話し合いや農業者の意向を踏まえ、目標地図の作成に携わることになります。

農業行政の推進には、皆様との交流が重要であると認識しております。今後も、私たち委員は地域農業の発展のために邁進いたしますので、皆様より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました

農業委員会では、6月～8月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内各地区の農地の利用状況を調査しました。

調査は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的として、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見に主眼をおいて、状況を確認しました。

今後は、調査結果に基づき、遊休農地の所有者の方には、意向調査を実施し、農地の活用に向けた取り組みを進めていきます。

農地の貸付先をお探しの方は、農業委員会窓口や市ホームページにおいて、借り手（耕作者）を募集する制度を行っていますので、ぜひご利用ください。

荒れてしまつた農地は、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、ごみの不法投棄や火災発生の原因となるなど生活環境に悪影響を及ぼしますので、草刈や耕耘等による適正な管理をお願いします。



農地利用の最適化活動報告

地域の意向調整を図り、農地の集積・集約化を促進(北大宝・若柳地区)

～遊休農地が麦畑へと再生されました～

農地利用最適化推進委員の宮山昌之委員、篠崎隆一委員の両委員は、北大宝及び若柳地区にある遊休農地を担い手に耕作してもらい、農地を再生したいという思いから令和2年12月より活動を始めました。活動開始から令和3年11月の小麦作付までの約1年間、地権者への説明や合意形成、廃材の撤去、立木の伐採・伐根、境界杭の探索や目印の設置等、様々な課題がありましたが、委員、地権者、耕作者、事務局が一丸となって調整や話し合いを重ね、課題解決に取り組み、農地を再生することができました。

再生した農地は約2haで24人の地権者が耕作者と農地中間管理事業等による貸借契約を結ぶことができ、遊休農地の解消はもとより、担い手への集積・集約に繋げることができました。現在、麦は収穫され蕎麦が栽培されており、今後も優良農地として有効活用が図られることと思います。



山形県天童市農業委員会が行政視察のため来訪

令和4年7月21日、山形県天童市農業委員会より堀越重助会長はじめ、農業委員14名、農地利用最適化推進委員3名が行政視察のため、本委員会を訪れました。

視察 内容

- タブレット端末を活用した農地パトロールについて
- 貸付希望農地のマッチング制度について



本委員会では、農地パトロールの際、地図システムを導入したタブレット端末を利用し、農地の正確な位置情報の把握や調査結果の入力、現況写真の撮影・保存など効率的に現地調査を行っています。また、貸付希望農地について、市ホームページ等で広く借り手を募集し、担い手への集積に繋げる活動を行っています。

視察では、実際にタブレット端末を操作し、どのようなシステムか体験していただきました。また、活発な質疑応答や意見交換が交わされました。



全国農業新聞は、農業・農政をわかりやすく解説した週刊の「農家のための情報誌」です。

(月4回金曜日発行・月額税込700円)

◆お申し込みは下妻市農業委員会へ
(TEL : 0296-45-8991)

新規就農のみなさんをご紹介

品質の良いレンコンを作ることが恩返し

つくば市で大型食料品店の青果担当だった小口さん、地元農家さんとの交流から熱い思いと楽しそうに農業を営む姿に影響を受け、仕事をしながら、休日は土浦市のレンコン農家で研修する日々を積み重ね、今年から生まれ育った下妻市に戻り就農。水田からの転作だったため、土壤改良が一番大変だったとのこと。小口さんは、「地域の方々、研修先、行政、様々な人たちが関わってくれたおかげでここまでこられたので、感謝でいっぱいです。品質の良いレンコンを作っていくことで、その方々へ恩返ししたい。」と話す。また、小口さんは、農薬の使用をできるだけ少なくし、消費者に喜んでもらえる安全安心な商品を目指している。



こぐち じゅんいちろう
小口 順一朗さん（中居指）

創業70年の配線機器製造会社が農業へ参入

配線機器の需要減少傾向から、会社や従業員の将来を見据え、人々に無くてはならない食料の生産に携わりたいと思い、令和3年から下妻市で農業に参入。現在は、千葉県野田市の会社から3人が農業部門として下妻へ出向し、ほうれん草、トウモロコシ、ネギ、冬瓜を生産している。最近では、JAからの営農指導に加え、市内農家さんとの交流も生まれ、アドバイスをもらいながら新たな品目にも挑戦している。今後は生産項目を増やし、直売や契約栽培へも繋げていきたいと考えており、将来は農地所有適格法人として別会社を立ち上げ、規模拡大を目指したいと話す。渡辺さんは、「農業は天候に左右され非常に大変だが、手をかけた分だけ返ってくるところが魅力です。」とやりがいを語る。



株式会社 新光製作所（大木）
左から：渡辺 聖平さん、後藤 慎吾社長、
大山 久美さん、小笠原 真さん

父との養豚・アスパラ生産から レンコン生産へ独立

正之さんは、父親と養豚業を営んでいたが、豚舎の老朽化が将来を考える良いタイミングとなり、以前から興味のあった収益性の高いレンコン栽培をやりたいと決断。養豚業は今年で終了し、父の直義さんはアスパラ、正之さんはレンコン生産の道へ。昨年はつくば市のレンコン農家で修行し、やりがいのある仕事であることも再確認でき、今年から50aの作付けを開始した。来年は1.3ha、再来年は2.1haと規模拡大を計画しており、「当面の目標は、レンコンで生計を立てられるようにすることです。」と話してくれた。また、年末には実習生を迎える、より一層生産力を充実させていく予定もあり、栽培に汗を流し頑張っている。



のむら まさゆき
野村 正之さん（中郷）



木村 韶さん（肘谷）

互いを思いやり、祖父から孫へ営農継承

響さんは、小さい頃から祖父母とともに農業に触れて育ち、手伝っているうちに自然と農業へ興味を持った。祖父が営む農業の今後を考えた時、祖父の代で終わらせたくない、自分もやりたいと思い、3年前就農へ。木村さん宅では、50haあまりの圃場で米、小麦、大豆を作付けしている。響さんは圃場の多さに始めは位置を把握するにも苦労したとのこと。そこで、学校で学んだITの知識を営農に活かし、スマートフォンのアプリを使って圃場や作付けの管理を始め、今までの経営に利便性を提供。祖父の義男さんは長年の経験からしかわからない営農のノウハウを孫に継承している。会社勤めも経験している響さんは、「農業を始めてストレスがなくなりました。これからも家族が健康で農業経営できれば、それが一番です。」と話してくれた。



新たに農業経営を開始する方・農業経営者の皆様へ 就農に向けた経営開始資金や 雇用就農促進のための資金支援制度があります

経営開始資金

経営が不安定な就農直後（3年以内）の所得を確保する資金を支援する制度です。

- 対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
- 支援額：12.5万円/月（150万円/年）×最長3年間

雇用就農資金

次世代の農業を担う従業員を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実践することに対して資金を支援する制度です。

- 対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、技術を習得させる農業法人または認定農業者等
- 支援額：最大60万円/年×最長4年間

※このほかに、研修期間中の研修生を対象とした「就農準備資金」や就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援する「経営発展支援事業」などもありますので、詳しくは、市農政課（千代川庁舎内）へご相談ください。



農業者年金で将来に安心を！

加入要件：60歳未満・国民年金の第1号被保険者
・年間60日以上農業に従事

◆積立方式のため加入人数や受給者数の影響を受けない安定した制度です。国庫補助による保険料負担軽減もありますので、JAまたは農業委員会へご相談ください。

知らずにやっていませんか？ 農地の違反転用

農地転用をお考えの方、また、必要な手続きをせず農地を転用してしまった方は、まず近くの農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

■農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の農地以外の用途に変更することです。

農地転用をするには、許可申請または届出の手続きが必要です。



■手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復が必要になることがあります。また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。

なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

■違反転用には厳しい措置があります

無断で農地転用すると、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

農地等のご相談は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ！

担当地区一覧表

(敬称略)

地区名	農業委員		農地利用最適化推進委員	
	氏名	住所	氏名	住所
下妻地区	稻川 広美	下妻戊45番地	稻川 裕也	下妻戊43番地
	森 槟 雄	下妻戊184番地1		
大宝地区	栗原 三郎	下木戸443番地3	宮山 昌之	北大宝333番地
	篠崎 宏之	福田62番地		
	白井 安男	平川戸278番地		
騰波ノ江地区	中山 基	数須160番地	篠崎 隆一	若柳甲353番地
	程塙 裕行	若柳丙343番地1		
上妻地区	栗島 喜好	大木743番地3	小林 俊郎	平方29番地
	齋藤 孝夫	前河原898番地	鶴見 清忠	大木732番地
総上地区	京空 克芳	小島8番地	石島 和美	二本紀789番地
	野村 操	中居指207番地		
豊加美地区	飯岡 勝美	柳原298番地	草間 治	新堀546番地内の1
	木村 一巳	山尻158番地1		
高道祖地区	飯村 昇	高道祖4605番地	笠島 修	高道祖4431番地5
	塙田 好克	高道祖4470番地		
蚕飼・宗道地区	小島 博幸	宗道98番地	齊藤 栄久	本宗道51番地2
	杉田 恒夫	長萱805番地1		
大形地区	柴崎 尚	村岡1064番地	飯島 晴彦	鎌庭60番地1
	中島 喜美夫	皆葉1209番地	羽賀 茂	五箇193番地

◆農地法等の許可申請は余裕をもって

農地法に基づく許可申請の受付締め切りは、毎月10日です。

(10日が休日の場合は、その前の開庁日です。)

申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として手続きできない場合があります。

事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようにお願いします。